

## 山ノ内町審議会等の会議の公開に関する要綱

平成 24 年 3 月 29 日

告示第 14 号

### (目的)

第 1 条 この要綱は、町民に審議会等の会議を公開することにより、町民の知る権利を保障するとともに、審議会等の透明性の向上を図り、もって町民の町政に対する理解と信頼を深め、開かれた町政を一層推進することを目的とする。

### (対象とする会議)

第 2 条 この要綱の対象とする会議は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により設置している附属機関及びこれに類するもの（町長その他の執行機関が、要綱等により設置している附属機関に準ずる機関）であって、町政運営上の意見交換等を行うために学識経験者や町民等が構成員として参加している審議会、協議会、委員会等（以下「審議会等」という。）の会議とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 法令等により公開することができないとされている会議
- (2) 個人の保護等の処遇に関する審査等を目的として設置された審議会等の会議
- (3) 関係者間の連絡調整の場となっている会議
- (4) 専ら施設の運営状況について意見等を求める会議
- (5) 専ら町民が主体となって運営する会議で、事務局のみが町に置かれているもの
- (6) 審議会等の下部組織として設置された作業部会等であって、町職員及びその他の関係機関の職員のみによって構成される会議

### (会議公開の原則)

第 3 条 審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当するときは、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 山ノ内町公文書公開条例（平成 10 年条例第 30 号）に規定する不開示情報が含まれる事項について審議するとき。
  - (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議等に著しい支障が生ずると認められるとき。
- 2 会議の審議事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議を分割して行うことができる」と認められるときは、非公開に係る部分を除いて会議を公開するものとする。

### (公開の方法等)

第 4 条 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行う。

- 2 審議会等は、審議会等の会議を傍聴する者（以下「傍聴者」という。）のために当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- 3 審議会等は、傍聴者の定員をあらかじめ定めることができる。なお、会議の傍聴を希望する者がその定員を超えるときは、先着順により傍聴者を決定するものとする。ただし、審議会等が特に必要と

認めるときは、他の方法によることができる。

4 審議会等の長は、会議を公開するにあたり、会議が公正かつ円滑に行われるよう傍聴に関する手続等を定めるとともに、傍聴に係る注意事項を記載した書面を傍聴者に配付する等、会場の秩序維持に努めるものとする。

( 会議開催の事前公表 )

第5条 審議会等は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議を開催するにあたっては、次に掲げる事項についてあらかじめ公表しなければならない。

- ( 1 ) 会議の名称
- ( 2 ) 開催日時
- ( 3 ) 開催場所
- ( 4 ) 議題
- ( 5 ) 公開・非公開の別
- ( 6 ) 非公開の理由
- ( 7 ) 傍聴者の定員
- ( 8 ) 傍聴手続
- ( 9 ) 問い合わせ先
- ( 10 ) その他必要な事項

2 前項の公表は、当該会議を開催する日の1週間前までに、町広報紙やホームページに掲載する方法等により行うものとする。ただし、会議を緊急に開催する必要がある場合その他やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

( 傍聴することができない者 )

第6条 次のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- ( 1 ) 銃器その他危険なものを持っている者
- ( 2 ) 酒気を帯びていると認められる者
- ( 3 ) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を持っている者
- ( 4 ) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類又は拡声器を持っている者
- ( 5 ) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

( 傍聴者の守るべき事項 )

第7条 傍聴者は、会議の議長等の指示に従うとともに、次の事項を守り、静穏に傍聴しなければならない。

- ( 1 ) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- ( 2 ) 会議場において発言しないこと。
- ( 3 ) 鉢巻、腕章等示威的行為をしないこと。
- ( 4 ) みだりに席を離れないこと。
- ( 5 ) 談話、飲食、喫煙等をしないこと。
- ( 6 ) 会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- ( 7 ) 前各号に定めるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は会議の妨げとなるような行為をしないこと。

と。

(傍聴者の退場)

第8条 傍聴者は、審議会等の会議の議事等において非公開とする決定があったときは、会議の議長等の指示に従い、速やかに退場しなければならない。

2 会議の議長等は、傍聴者が前条の規定に反するときはこれを制止し、その命令に従わないときはこれを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第9条 審議会等は、会議を公開するにあたっては、当該会議に付する会議次第及び会議資料(不開示情報が記録されているものを除く。)を傍聴者に配付するよう努めなければならない。ただし、配布が困難と認められる会議資料については、会議場において傍聴者の閲覧に供するように努めるものとする。

(会議録の作成及び閲覧)

第10条 審議会等は、会議の公開、非公開にかかわらず、会議を開催した日の翌日から3週間以内に会議録を作成しなければならない。

2 会議録には、次の事項を記載するものとする。

(1) 会議の名称

(2) 開催日時

(3) 開催場所

(4) 出席者

(5) 議題

(6) 公開・非公開の別

(7) 非公開の理由

(8) 傍聴者の数

(9) 審議内容

(10) その他必要な事項

3 審議会等は、作成した会議録の写しを、当該会議を開催した日の属する年度の翌年度の末日まで閲覧に供さなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月2日から施行する。